

2017年(平成29年) 3月6日号
NO.2769

(毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル
TEL:03(5363)5810 FAX:03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

週刊住宅

万円の贈与税がかかるの?
にま。

贈与税(親から成人の子への贈与)を利用した場合の税負担は1035万円になるため、それに比べると税負担を大きく抑えることができる。

とはいっても100万円は大きなお金である。実はこのお金、将来戻していく可能

GFネッジ流
大家実践塾

230

相続時精算課税



遺産が贈与を受けた不動産だけなら、納めた贈与税が戻る可能性が大きい(写真はイメージ)

他に財産なければ全額戻し出

・041060
・0330-157
・73 携帯08
1107 メールkobayas

むかひん 相続税を申告する場合には、税理士がこの点をチェックするので、通常は問題ない。だが、他に財産がない今回のようないふりした場合には、贈与税の還付を申し出れば、今ケースでは還付の申し出を

性があるのだ。

父に他に財産がないのであれば、相続税はかかるないからである。

いわば、贈与税の還付を申し出れば、今回支払った100万円は戻すことができる。

る。

鎌倉鑑定

小林雅裕

電話0467

FAX045

22-7772

町1-20-30

大船テスク 神奈川県鎌

倉市大船2-19-35

「税務署から申告忘れを教えてくれたのしないですか?」と元国税不服審判所勤務の三原税理士に確認すると……。「税金が足りない場合はしつかり請求します。けど、払いすぎの場合に教えることはありますよ」

相続時精算課税を利用した場合、精算によって納めた税が戻るケースがある。納税する場合は異なり、税理士のチェックがないため忘れないようにしたい。